

大型・中型・準中型・けん引免許取得助成金交付要綱

平成24年 4月 1日制定
平成25年 3月22日改正
平成26年 3月19日改正
平成27年 3月20日改正
平成28年11月24日改正
平成29年 4月 1日改正
平成30年 3月20日改正
令和 3年 5月11日改正

公益社団法人熊本県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、運送事業における若年層等の労働力を確保するため、会員事業者の運転者及び免許取得後に会員事業者に入社する一般の運転者（以下「一般運転者」という。）が、「大型免許」、「中型免許（中型限定解除を含む。）」、「準中型免許（準中型限定解除を含む）」及び「けん引免許」（以下「大型・中型・準中型・けん引免許」という。）を取得するための費用（教習所、自動車学校へ支払った教習料に限る。以下同じ。）に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要事項を定め適正かつ、円滑な事業の推進に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 「大型・中型・準中型・けん引免許」を取得した運転者が在籍している会員事業者の県内営業所及び一般運転者を対象とする。この場合において会員事業者の県内営業所に在籍している運転者は、免許取得後1年以内のもの、また、一般運転者は、入社後に当該会員事業者を1年以内に退職しないことを同意した者に限る。
なお、同一運転者に対する助成回数は免許種別毎において1回のみとする。

(助成交付額等)

第3条 会員事業者及び一般運転者が新たに「大型・中型・準中型・けん引免許」を取得するための費用を支払った者に対し、次の表に掲げる金額を上限として助成する。

免許種別	1人当たりの助成上限額
大型免許	70,000円
中型免許	50,000円
中型免許限定解除	30,000円
準中型免許（限定解除含む）	30,000円
けん引免許	30,000円

2 同一年度内の助成金の交付は、一事業者当たり、5人を限度とする。

(請求期間等)

第4条 助成金の請求期間等は、次のとおりとする。

(1) 会員事業者に在籍している運転者

ア 請求期間

当該年度4月1日から2月20日までの間とする。

イ 請求要件

(ア) 大型・中型・準中型・けん引免許の運転免許証の交付を受けた期間が前年度の2月21日から当該年度の2月20日までの間であること。

(イ) 「大型・中型・準中型・けん引免許」取得に係る助成金交付請求書(様式1)(以下「請求書」という。)の提出時に運転免許取得費用の支払が完了していること。

(2) 一般運転者

ア 請求期間

当該年度4月1日から2月20日までの間とする。

イ 請求要件

(ア) 前年度の2月21日から当該年度の2月20日までの間に入社した一般運転者で、入社時において、大型・中型・準中型・けん引免許の運転免許証の交付を受け、かつ、その運転免許証の交付日が、会員事業所入社日前1年以内のものであること。

(イ) 請求書の提出時に、運転免許取得費用の支払が完了していること。

2 請求期間内であっても熊ト協の助成予算額に達した場合は、その時点で助成を終了する。

(助成金交付請求)

第5条 助成金の交付請求は、請求書を熊ト協へ提出して行うものとする。

なお、請求書には次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(添付書類)

① 免許取得者名簿(様式2)

② 誓約書(様式3)

③ 免許取得者在職証明書(様式4)

④ 健康保険証(写)

⑤ 免許取得を証明する書類(運転免許証(写))

⑥ 教習所への支払を証明する書類(教習所発行の領収書(写))

2 前項第6号の領収書(写)の宛名については、会員事業所に在籍している運転者は会社名又は個人名が、一般運転者は個人名が記載された領収書に限るものとする。

(助成金の交付)

第6条 熊ト協は、前条の提出書類があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返納)

第7条 第5条に基づき提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合又は

免許取得者が取得後1年以内に退職した場合は、大型・中型・準中型・けん引免許取得助成金返納報告書（様式5）にて速やかに熊ト協に報告し、その当該事業者は助成金を返納しなければならない。

なお、一般運転者については、入社後1年以内に退職した場合も同様とする。

（報 告）

第8条 熊ト協は、本助成金の交付に関して必要な報告を求めることができるものとし、当該事業者は、これに応じなければならないものとする。

（個人情報管理）

第9条 本助成金交付申請提出書類に記載された個人情報については、免許取得に係る事実確認のため当該教習所又は自動車学校に照会する場合を除き、第三者への開示は行わないものとする。

附 則 本要綱は、令和3年5月11日より適用する。